

産業雇用安定助成金【雇用維持支援コース】（延長届） 提出書類チェックリスト

最初にチェック!

提出時期

□ 支給期間延長届の提出は、延長希望日から起算して3か月前の日から前日まで（可能であれば2週間前までを目処）。

【事業所名

】

R041202 島根労働局職業安定部

事業主 チェック		安定所 チェック	提出書類	備考	
1	出向元 □	出向先 □	□	【様式延特第1号】 支給期間延長届	毎回提出が必要となります。
2	出向元 □	/	□	【様式第3号】 出向元事業所の事業活動の状況に関する申出書	延長届の提出日の属する月において、既に計画届または延長届を提出している場合で当該書類を提出している場合は不要
3	/		□	【様式第4号】 出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書	延長届の提出日の属する月において、既に計画届または延長届を提出している場合で当該書類を提出している場合は不要
確認書類(1) 事業所の状況に関する下記の書類					
4	出向元 □	/	□	① 生産指標の確認のための書類 生産量要件を確認できる「月次損益計算書」「総勘定元帳」「生産月報」などの書類。 ※ 具体的には、下記のaからdのいずれかに該当する必要があります。	出向元事業主のみ必要となります。 計画時に提出した後は、内容に変更があった場合に必要となります。
			<p><生産量要件></p> <p>a. 生産指標の最近1か月の値が、平成31年1月から最近1か月の1年前までのいずれかの同じ1か月の値に比べ5%以上減少していること。 【例】最近1か月が令和3年3月の場合 平成31年1月から令和2年3月までのいずれかの同じ1か月となるため、平成31年3月または令和2年3月の値を比べます。</p> <p>※ 「最近」とは、計画届または延長届の提出日の属する月の前月を指します。例えば、計画届の提出日の属する月が令和3年4月の場合、「最近1か月」とは令和3年3月を指します。 ※ 比較する月は1か月を通して雇用保険適用事業所であり、かつ、1か月を通して雇用保険被保険者を雇用している月である必要があります。</p>		
4	/	出向先 □	□	② 受け入れている派遣労働者の人数の確認のための書類 雇用量要件を確認できる「派遣先管理台帳」の写し等の書類 ※ 具体的には、下記のa又はbのいずれかに該当する必要があります。ただし、bにより比較するのはaにおいて比較する3か月間がない場合に限りです。	派遣労働者を受け入れている場合の出向先事業主のみ必要となります。 延長届の提出日の属する月において、既に計画届または延長届を提出している場合で当該書類を提出している場合は不要
			<p><雇用量要件></p> <p>a. 雇用指標の最近3か月間の平均値が1年前の同じ3か月間の平均値に比べ、大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上減少していないこと。 b. 雇用指標の最近1か月の値が、計画届を提出した月の1年前の同じ月から計画届を提出した月の前々月までの間の適当な1か月の値に比べ、大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上減少していないこと。</p> <p>※ 「最近」とは計画届または延長届の提出日の属する月の前月を指します。例えば、計画届の提出日の属する月が令和3年4月の場合、「最近3か月間」とは令和3年1月～3月を、また「最近1か月」とは令和3年3月を指します。 ※ a、bいずれの場合も、比較する月は3か月間（bの場合は1か月）を通して雇用保険適用事業所であり、かつ、3か月間（bの場合は1か月）を通して雇用保険被保険者を雇用している月である必要があります。 ※ 新型コロナウイルス感染症の影響により外国人技能実習生等が母国へ帰国したこと等に伴い、雇用保険被保険者資格を喪失した場合等、やむを得ない事情による場合、当該労働者を雇用保険被保険者および受け入れている派遣労働者数に含めて、雇用指標を比較することができます。</p>		

※上記の他、労働局が必要と認める書類の提出を求めることがあります。